

◎新潟県告示第580号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和4年4月22日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和4年4月13日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点から③の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭2号物揚場との境界線、③の地点から④の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭2号船揚場との境界線及び④の地点から①の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+0.73m）における公有水面と東埠頭4号物揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095から333度16分20秒448.70mの地点

②の地点 ①の地点から 73度28分02秒 50.00mの地点

③の地点 ②の地点から 343度41分57秒 13.07mの地点

④の地点 ③の地点から 253度28分02秒 50.00mの地点

(3) 面積

654.67㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島稲場972番地5、972番地7から973番地14を経て1001番地3に至る間の土地及び公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とタの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 新潟県糸魚川市大字寺島地内の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から324度52分22秒487.88mの地点

イの地点 アの地点から 73度51分22秒 30.76mの地点

ウの地点 イの地点から 343度51分22秒 0.74mの地点

エの地点 ウの地点から 73度55分47秒 95.39mの地点

オの地点 エの地点から 74度03分48秒 54.73mの地点

カの地点 オの地点から 162度55分35秒 79.88mの地点

キの地点 カの地点から 249度35分04秒 19.78mの地点

クの地点 キの地点から 249度19分29秒 36.09mの地点

ケの地点 クの地点から 249度20分47秒 126.31mの地点

コの地点 ケの地点から 338度24分03秒 7.66mの地点

サの地点 コの地点から 344度19分53秒 40.91mの地点

シの地点 サの地点から 344度23分57秒 6.19mの地点

スの地点 シの地点から 69度16分28秒 0.40mの地点

セの地点 スの地点から 344度54分54秒 3.10mの地点

ソの地点 セの地点から 253度16分43秒 0.40mの地点

タの地点 ソの地点から 343度16分43秒 15.06mの地点

(3) 面積

15,808.78m²

5 埋立地の用途

ふ頭用地